

# 短期入所生活介護事業所 藤の園 運営規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、介護保険法及び青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）その他関係法令通知の定めるもののほか、社会福祉法人 藤聖母園（以下「当法人」という。）が設置経営する、短期入所生活介護事業所 藤の園（以下「当事業所」という。）の運営に関する重要事項を定めるものとする。

## (事業の目的)

第2条 当事業所が行う短期入所生活介護事業は、高齢者が要介護状態で介護者に代わって一時的に介護する必要がある場合、当該利用者に対し、入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活にわたる援助を行うと共に、福祉の向上を図ることを目的とする。

## (運営方針)

第3条 運営の方針は以下のとおりとする。

- (1) 短期利用者の生活介護の提供に当たり、短期入所生活介護計画に基づき日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) 短期利用者の生活介護の提供に当たり、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は、その家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明し同意を得る。
- (3) 短期利用者の生活介護の提供に当たり、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 当事業所は、サービス提供に当たり、当該又は他の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 前項、身体的拘束を行う場合は、利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由などを記録する。
- (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (7) 地域との結びつきを重視し、関係市町村・居宅介護支援事業所・その他の居宅サービス事業者等の、保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

## (事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所名称：短期入所生活介護事業所 藤の園
- (2) 所 在 地：〒030-0953 青森市大字駒込字蛭沢 387 番地1

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は別表1のとおりとする。

## (利用定員)

第6条 利用定員は6名とする。

## (通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は青森市（浪岡地区は除く）とする。

(利用者に対するサービスの内容)

第8条 当事業所は併設型及び空床利用型の短期入所生活介護事業を実施し、利用者に対し以下のサービスの提供を行う。

(1) 食 事

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の方の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。食事の時間は次のとおりとする。

イ) 朝食 7：45頃から ロ) 昼食 12：15頃から ハ) 18：00頃から

(2) 入 浴

当事業所では、一週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。

(3) 排 泄

当事業所では、排泄の自立を促すため、利用者の方の身体能力を最大限活用した援助を行う。

(4) 機能訓練

当事業所では、利用者の方の身体状況に応じて、日々介護・看護職員が訓練を行う

(5) 健康管理

当事業所では、常勤の看護職員が、健康管理を行う。

(6) 相談及び援助

当事業所では、利用者の方の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(7) 送迎

当事業所では、入居及び退居時には、利用者の希望、状態により自宅等まで送迎を行う。

(8) その他のサービスの提供

当事業所では、寝たきり防止の為出来る限り離床に努める。又、清潔で快適な生活が、送れるようにし、出来るだけ個々の生活リズムに合った援助を行うよう配慮する。

(利用料その他の費用)

第9条 当事業所の利用料金その他の費用額は、別表2に定めるとおりとする。ただし、別表2の併設型ユニット型短期入所生活費(I)と加算の費用負担については、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合での負担とする。

2 利用料等の徴収に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって以下のことに留意しなければならない。

(1) 利用者は、居室及び共同施設、敷地の利用方法等に関し、その本来の用途に従って十分な注意を持って利用するものとする。

(2) 利用者が、他の居室に立ち入る場合等は、プライバシーを尊重しなければならない。

(3) 利用者が、外出する場合は、あらかじめその旨を事業所に届け出る。

(非常災害対策)

第11条 当事業所は、非常災害その他の緊急の事態に備えて、具体的(火災・地震等)な計画を作成し、防火管理責任者を定めておくと共に、非常災害に備え定期的に避難・誘導訓練を行う。

(緊急時における対応方法)

第12条 介護・看護従事者は、サービスの提供を行っている時に、利用者の症状に急変が生じた場合、又は、その他必要な場合は速やかに家族又は嘱託医師への連絡を行うなどの、必要な措置を講ずると共に、管理者(園長)に報告する。

(ハラスメントに関する事項)

第13条 当施設は、従業員の職場環境向上を図るため「社会福祉法人藤聖母園ハラスメント防止等規程」に基づき、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(業務継続に向けた取り組み)

第14条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を講じるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第15条 職員又は職員であった者は、正当な理由もなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は職員又は職員であった者が、正当な理由もなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員である期間及び職員でなくなった後においても、秘密を保持しなければならない旨を雇用契約の内容とする。

3 サービス提供に関する利用者又は家族からの要望（苦情）等に関しては、迅速且つ適切に対応するため要望（苦情）等受付窓口を設置する。

4 感染症又は食中毒が発生・まん延しないよう委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練などの対策を講じるものとする。

5 褥瘡が発生しないよう適切な看護・介護を行うと共に、その発生を防止するように努める。

6 利用中に生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、「身体拘束廃止に向けた取り組み」に従い対処する。

(その他)

第16条 当事業所の運営に関する事項は、条例並びにこの規程及び重要事項説明書に定めるほか、利用者及びその家族と、当法人・当事業所管理者が協議して定める。

附 則

(実施期間)

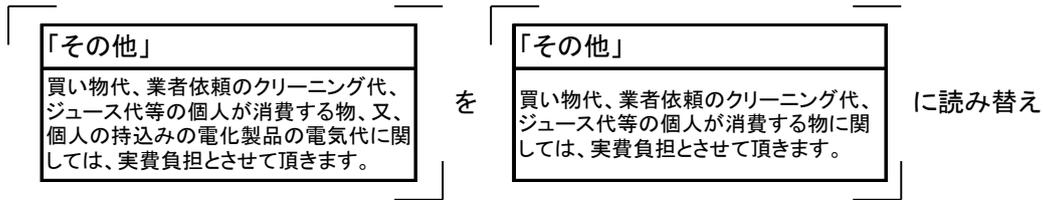
1. この規程は、平成19年 4月 1日より実施する。

(特 例)

2. 前項の規程に関わらず、平成19年4月1日から4月30日までの間、

別表 2 中

要介護 1	日額 707 円	を	要介護 1	日額 689 円	に、
要介護 2	日額 778 円		要介護 2	日額 760 円	
要介護 3	日額 848 円		要介護 3	日額 830 円	
要介護 4	日額 919 円		要介護 4	日額 901 円	
要介護 5	日額 979 円		要介護 5	日額 971 円	
第1段階	日額 820 円	を	第1段階	日額 0 円	に、
第2段階	日額 820 円		第2段階	日額 320 円	
第3段階	日額 1640 円		第3段階	日額 320 円	
第4段階	日額 1970 円		第4段階	日額 320 円	



それぞれ適用するものとする。

(旧規程の廃止)

3. 短期入所生活介護事業所 藤の園 運営規程（平成12年4月1日施行）は廃止する。

附 則

(実施期間)

1. この規程は、平成20年 4月 1日より実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成21年 4月 1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成22年 4月 1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成23年 5月21日から実施し、同年 4月 1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成24年 5月25日から実施し、同年 4月 1日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この規程は、平成25年 5月24日から実施し、同年 4月 1日から適用する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、別表1中「|宿直専門員|(2名)」とあるのは、平成25年4月 1日から同年 4月29日までの間は、「|宿直職員|(1名)」と読み替えて適用するものとする。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成26年 5月24日から実施し、同年 4月 1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成27年 5月23日から実施し、同年 4月 1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成27年 8月 1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成28年 4月 1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成29年 4月 1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成30年 4月 1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成30年 8月 1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2019年 4月 1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2019年 7月 1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2019年 10月 1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2019年 11月 9日から実施する。

附 則  
(実施期日)

この規程は、2020年 4月 1日から実施する。

附 則  
(実施期日)

この規程は、2020年 6月 10日から実施し、同年6月 1日から適用する。

附 則  
(実施期日)

この規程は、2020年 11月 11日から実施し、同年 9月 1日から適用する。

附 則  
(実施期日)

この規程は、2021年 4月 1日から実施する。

附 則  
(実施期日)

この規程は、2021年 6月 15日から実施し、同年 8月 1日から適用する。

附 則  
(実施期日)

この規程は、2021年 11月 9日から実施する。

附 則  
(実施期日)

この規程は、2022年 4月 1日から実施する。

附 則  
(実施期日)

この規程は、2022年 6月 15日から実施し、同年 10月 1日から適用する。

附 則  
(実施期日)

この規程は、2023年 4月 1日から実施する。

附 則  
(実施期日)

この規程は、2024年 4月 1日から実施する。

附 則  
(実施期日)

1. この規程は、2024年 6月 12日から実施し、同年 6月 1日から適用する。
2. 前項の規定にかかわらず、別表2中の理美容代については2024年6月12日から実施し、同年 4月 1日から適用する。
3. 前項の規定にかかわらず、別表2中の利用者負担段階区分の居住費の日額の改正については、2024年 8月 1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2024年 11月 12日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、2025年 4月 1日から実施する。

別表 1 (第5条関係)

職 種	現 員 数		職 務 内 容
	常勤 (嘱託)	非常勤 (パート)	
管理者 (園長)	1名		事業所の業務を統括管理する
副園長 (生活相談員兼務)	1名		園長の業務を補佐する。
事務職員	1名 (1名)		庶務及び会計等の事務業務に従事する
生活相談員	1名		利用者及び家族の相談に応じ、必要な助言とその他の援助を行う
介護支援専門員 ※ (介護職員兼務含む)	(1名)		利用サービス計画の作成等に従事する
医 師		1名	利用者の状況を把握し、診察・健康管理及び保健衛生指導に従事する
機能訓練指導員 ※ (看護職員兼務)	1名		介護・看護職員と共に、利用者の機能低下を予防する業務に従事する
看護職員	2名 (2名)	(1名)	医師の診療補助及び、看護並びに利用者の保健衛生管理及び日常生活の援助に従事する
看護師	1名 (2名)		医師の診療補助及び、看護並びに利用者の保健衛生管理及び日常生活の援助に従事する
准看護師	1名		
介護職員 ※ (夜勤専門職員含む)	31名 (4名)	(1名)	利用者の介護及び日常生活の援助に従事する
介護福祉士	27名 (3名)	(1名)	
そ の 他	4名 (1名)		
管理栄養士		1名	適切な栄養指導と食品及び衛生管理に努め、調理員を指揮・監督する
栄 養 士	(1名)		〃
調 理 員	4名		食品衛生に留意し調理業務に従事する
業 務 員	2名 (1名)	(1名)	設備の管理と整備、及び衛生管理 (洗濯・清掃) に従事する

※ パート職員の中に派遣職員も含まれます。

別表 2 (第9条関係) 短期利用者のサービス費 (併設型及び空床利用型)

区 分		負 担 金 額 (利用負担割合が1割の方の金額を表記しております)	
併設型ユニット型 短期入所生活費 (I)		要介護 1	日 額 704 円
		要介護 2	日 額 772 円
		要介護 3	日 額 847 円
		要介護 4	日 額 918 円
		要介護 5	日 額 987 円
	加 算	夜勤職員配置加算(II)	日 額 18 円
		送迎加算	片道 184 円
		介護職員処遇改善加算(I)	計算方法は(注1)を参照
		サービス提供体制強化加算(I)	日 額 22 円
		若年性認知症利用者受入加算(注2)	日 額 120 円
		緊急短期入所受入加算(3)	日 額 90 円
		看護体制加算(I)	日 額 4 円
		介護職員等特定処遇改善加算 (I)	計算方法は(注4)を参照
		介護職員等ベースアップ等支援加算	計算方法は(注5)を参照
区 分		負 担 金 額 (利用負担割合が2割の方の金額を表記しております)	
併設型ユニット型 短期入所生活費 (I)		要介護 1	日 額 1,408 円
		要介護 2	日 額 1,544 円
		要介護 3	日 額 1,694 円
		要介護 4	日 額 1,836 円
		要介護 5	日 額 1,974 円
	加 算	夜勤職員配置加算(II)	日 額 36 円
		送迎加算	片道 368 円
		介護職員処遇改善加算(I)	計算方法は(注1)を参照
		サービス提供体制強化加算(I)	日 額 44 円
		若年性認知症利用者受入加算(注2)	日 額 240 円
		緊急短期入所受入加算(注3)	日 額 180 円
		看護体制加算(I)	日 額 8 円
		介護職員等特定処遇改善加算 (I)	計算方法は(注4)を参照
		介護職員等ベースアップ等支援加算	計算方法は(注5)を参照

区 分	負 担 金 額 (利用負担割合が3割の方の金額を表記しております)		
	併設型ユニット型 短期入所生活費 (I)	要介護 1	日 額 2, 1 1 2 円
要介護 2		日 額 2, 3 1 6 円	
要介護 3		日 額 2, 5 4 1 円	
要介護 4		日 額 2, 7 5 4 円	
要介護 5		日 額 2, 9 6 1 円	
加 算		夜勤職員配置加算(II)	日 額 5 4 円
		送迎加算	片道 5 5 2 円
		介護職員処遇改善加算(I)	計算方法は(注1)を参照
		サービス提供体制強化加算(I)	日 額 6 6 円
		若年性認知症利用者受入加算(注2)	日 額 3 6 0 円
		緊急短期入所受入加算(注3)	日 額 2 7 0 円
		看護体制加算(I)	日 額 1 2 円
		介護職員等特定処遇改善加算 (I)	計算方法は(注4)を参照
		介護職員等ベースアップ等支援加算	計算方法は(注5)を参照

別表 2 (第9条関係) 短期利用者のサービス費 (併設型及び空床利用型)

利用者負担段階区分	負 担 金 額	
	居 住 費	食 費
第1段階	日 額 8 8 0 円	日 額 3 0 0 円
第2段階	日 額 8 8 0 円	日 額 6 0 0 円
第3段階①	日 額 1, 3 7 0 円	日 額 1, 0 0 0 円
第3段階②	日 額 1, 3 7 0 円	日 額 1, 3 0 0 円
第4段階	日 額 2, 0 6 6 円	日 額 1, 4 4 5 円
食 費	1日 1,445円(朝食 411円・昼食 532円・夕食 502円) ※食事を提供させて頂いた、食事数で請求致します。	
理 美 容 代	1回 : 1, 6 0 0 円	
教養娯楽費	クラブ活動的な内容によっては、参加費・材料費等を頂くことがあります	
日常生活費	ティッシュペーパー(5箱入り)330円、洗腸(1回)170円、ハブラシ(1本)110円、 歯磨き粉(1本)220円、入歯洗浄剤(1箱)770円、シャンプー(220ml)(1本)350円、 ウェットティッシュ(1個)480円、ガーゼ(1袋)260円、皮膚洗浄綿(1個)590円、 綿棒(1袋)200円、コピー(1枚)10円、モンダミン 810円、ボディソープ 550円 電池(1本)(単 1)180円(単 2)130円(単 3)90円(単 4)90円、手洗い石鹸(1個)110円、 テレビ貸出し料(1日)50円	
そ の 他	買い物代、業者依頼のクリーニング代、ジュース代等の個人が消費するもの、個人での持込みの電化製品の電気代に関しては、実費負担とさせていただきます。	

(注1)「介護職員処遇改善加算」の計算方法は、(1日の介護度ごとの自己負担額 + 各種加算) × 利用日数 × 14.0%

(注2)「若年性認知症」と診断されてから、65歳の誕生日の前々日までが対象です。

(注3)居宅サービス計画において、計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急に行った場合、利用を行った日から起算して7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とする。